

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 康久会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康久会（以下「法人」という。）の役員（理事および監事）の報酬および役員と評議員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関する事項を定める。

(役員報酬)

第2条 法人の役員（常勤）に対して報酬を支給する。但し、賞与は職員と同様とする。

2 前項の報酬の額は、別表1のとおりとする。但し、減額することがある

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅費および宿泊料は、次のとおりとする。

旅費	近隣県	1回につき	5,000円
	その他	実費相当額	
宿泊料	1泊につき	15,000円	

(退職金)

第5条 役員（常勤）が退職する場合に、退職金を支給する。但し、特段の事情がない限り、3年以上その職についた場合とする。

2 前項の退職金の額は別表1のとおりとする。

(改正)

第6条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

理事長	報酬 月額0～500,000円	退職金 寄与金額×1/2+5,000,000円
副理事長	報酬 月額0～400,000円	退職金 寄与金額×1/2+2,000,000円
専務理事	報酬 月額0～300,000円	退職金 寄与金額×1/2+1,000,000円
理事	報酬 月額0～200,000円	退職金 寄与金額×1/2+500,000円